

議員団 ニュース

日本共産党平塚市議会議員団
 団長 渡辺 敏 光
 電話・fax 31-6431
 w*toshi@agate.plala.or.jp
 松本 敏子
 電話・fax 59-4607
 mail@matsumoto-toshiko.jp

日本共産党平塚市議会議員団
 電話 0463-23-1111 (内線 2375)
 平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

日本共産党議員団の法律相談
 今回は11月14日です。
 午後1時 (要予約)

No.1047 2009年10月11日発行

真田・北金目地区の住居表示に関し 10月23日に公聴会を開催

真田・北金目地区の住居表示案に住民から「待った！」

平塚市は、平成6年から施行されてきた真田特定土地区画整理事業及び真田・北金目土地区画整理事業の進捗にあわせ、その区域と周辺地域である南金目の一部を含めた地域の住居表示実施に向けて事業を進めていました。

5月の「住居表示審議会」では市の諮問に対し、全会一致で「異議なし」との答申を出しました。

6月に、この案を「住居表示に関する法律」に基づき、広報等で30日間公示を行ったところ、住民から「変更の請求」が出されました。平塚市で変更の請求が出されたのは初めてとい

います。今回、市が示した住居表示案は以下のようになっています。

現在の地区	変更後の設定
真田の一部	真田一丁目
真田の一部	真田二丁目
真田の一部	真田三丁目
真田の一部と北金目の一部	北金目一丁目
北金目の一部	北金目二丁目
北金目の一部	北金目三丁目
真田の一部と北金目の一部と南金目の一部	北金目四丁目

【第一期実施時期と区域】

H22年1月～3月

真田特定土地区画整理事業エリア、市街化区域・調整区域、真田・北金

上記のメールアドレスまたは電話にて、皆さんからのご意見・ご要望をお寄せください。

真田・北金目地区の住居表示案



目特定土地区画整理事業エリアの一部。

【第二期実施時期と区域】

H23年3月以降

真田・北金目特定土地区画整理事業エリアの残りの区域。

※ただし、一期・二期とも、実施日は区画整理事業の進捗を考慮して決める。

住民の思いを大切に

私たちの自宅は従来の真田の地番（区域）から外れ、北金目一丁目に区分されております。新しい道路が私たちの住居の右横を通るので、法律に則し線引きをその道路に置いたためと説明されておりますが、この町名、区域割の件については納得出来ません。これまで、先祖代々受け継ぎ、慣れ親しみ、愛した真田の地名に対する皆さんの心がこの様な行動を取らせたものと思います。法律という名の下に、当事者の意見を聞か

ずして、第三者機関の決めたことが絶対という姿勢は納得できません。

法律は社会生活上の最低ルールを決めたもので、施政者が市民を抑える為にあるものではなく、市民に対し最大の敬意を持って運用されるべきものと思っております。

私たちは、真田という地名を、そしてここに住んでいる人を、そして真田の自然を愛し、これからも真田の中で暮らして生きたいと思っております。

よって、この件にご賛同戴ける皆様の署名を以って、公示された区域（真田一丁目）の変更を請求し、納得のいく処置をお願い致します。（変更請求の要旨）

公聴会開催される

10月23日10時より
 平塚市議会 議事堂3階
 第2委員会室にて

(傍聴される方は、席に限りがあるため早めに議会局にお申込み下さい)

「(仮称)平塚市次期環境事業センター建設事業」の環境影響予測評価書案の意見書に対する市の見解書の縦覧と公聴会のお知らせ

平塚市では、「(仮称)平塚市次期環境事業センター」を、大神にある現在の焼却施設の隣接地に建設する計画を進めています。

この事業は「神奈川県環境影響評価条例」の対象事業であり、条例に基づき、現地調査等を行い、その結果を「環境影響予測評価書案」としてまとめ、平成21年6月23日に神奈川県知事に提出しました。

神奈川県は、それを7月14日から8月27日まで縦覧を行い、意見募集を行ってきました。

現在、提出された意見に対して市の見解をまとめた「見解書」を縦覧しています。

【縦覧期間】

9月25日から10月26日まで

【縦覧場所】

- ・平塚市環境部環境政策課
- ・平塚市環境事業センター
- ・平塚市リサイクルプラザ
- ・神田公民館
- ・横内公民館
- ・大神公民館
- ・城島公民館
- ・大野公民館
- ・四之宮公民館

公聴会に参加しませんか？

なお、市民および近隣市町の方々の意見を聞くための公聴会が開催されます。

公述する場合は、申出書の提出が必要とのこと。（提出先：神奈川県環境農政部環境計画課）

※傍聴は自由です。

詳細は、各縦覧場所に置いてある要領等を御覧ください。

【公聴会の日時】

11月7日（土）11時から
大神公民館 大ホールにて

現在大神にある環境事業センター



H21年度各市の保育料算定基準表

	1人目	2人目	3人目以降
平塚市	基準額	基準額の2分の1	無料
横浜市	基準額	所得に応じた軽減	無料
川崎市	基準額	所得に応じた軽減	基準額の10分の1
横須賀市	基準額	基準額の2分の1	基準額の10分の1
鎌倉市	基準額	基準額の2分の1	無料
藤沢市	基準額	所得に応じた軽減	無料
小田原市	基準額	基準額の2分の1	無料
茅ヶ崎市	基準額	基準額の2分の1	無料
逗子市	基準額	基準額の2分の1	基準額の2分の1
相模原市	基準額	基準額の2分の1	無料
三浦市	基準額	基準額の2分の1	基準額の10分の1
秦野市	基準額	基準額の2分の1	無料
厚木市	基準額	基準額の2分の1	無料
大和市	基準額	基準額の2分の1	無料
伊勢原市	基準額	基準額の2分の1	基準額の10分の1
海老名市	基準額	基準額の2分の1	基準額の10分の1
座間市	基準額	基準額の2分の1	無料
南足柄市	基準額	基準額の2分の1	無料
綾瀬市	基準額	基準額の2分の1	無料

※川崎市のみH20年度の資料。

育料の10分の1」としていましたが、今年度より「無料」となりました。1か月の出費が約1~3千円減るわけですから、嬉しいことです。

しかし、同時期に3人が保育園に通っていることが条件ですから、対象者は限られており、恩恵に預かる人はほんのわずか。

子育て支援として強く求められているのは、妊婦健診の無料化を本格的に取り組むこと、出産育児一時金の増額と直接払いによる出産費用の軽減、小児医療費無料化のさらなる促進、高校までの教育費無償化…。これらを本格的に進めることです。

これからも、共産党市議団は子育て支援に力を尽くします。

巨大な笠雲

10月3日朝、富士山に近い上空で幾重にも重なった「笠雲」がかかりました。

笠雲がかかると、たいがい「天気が悪くなるまえぶれ」と言われているようです。

この日は、確かに降ったりやんだりのはっきりしない天気でした。

(M)



保育園児、3人目以降は保育料無料

今年度、神奈川県内で3人目以降の保育料を「無料」とする自治体が増えていきます。

昨年度「無料」としていた自治体は、横浜市、鎌倉市、相模原市、座間市、南足柄市の5市でしたが、今年度は13市に広がっています。平塚市でも、昨年度まで、3人目以降は「1人目の子の保